

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

7 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	令和8年度 施設管理システムデータベース登録等業務委託	情報処理－情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥24,530,000	令和8年7月16日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G2	-
2	令和8年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託	情報処理－情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本インテグレーション 統括部 関西第一営業部	¥6,776,000	令和8年7月15日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G4	-
3	経営改善策検討支援等業務委託(概算契約)	その他代行－各種 施策執行検査運営 等補助	有限責任監査法人トーマツ 惣田 一弘 大阪事務所	¥49,170,000	令和8年7月15日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 施設管理システムデータベース登録等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ヤマイチテクノ

3 随意契約理由

本業務は、水道施設及び設備に関わる各種情報を一元管理する施設管理システム（以下「本システム」という。）に設備図面、施設台帳、共通管理図面及び点検記録電子化入力等のデータベース登録、修正を行い、本システムにおいて編集、閲覧、検索が行えるようにするものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムへデータベース登録等を行うために必要なライセンスは上記業者が保有しており、ソースプログラムについても一般には公開しておらず、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社ヤマイチテクノが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和８年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能
設定等業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、発注者が使用する庁内端末でファイル共有やメール、インターネット閲覧等の機能を提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）において、リモートワーク環境を提供するために必要なソフトウェアのライセンス（１年間）の延長及び構築した外部リモート接続機能の継続使用に必要な設定を行うものです。

統合基盤等は上記業者により独自に構築されたシステムであり、リモートワーク環境については、Windows の持つ機能を統合基盤においてセキュリティ面、運用面ともに大幅に拡張した統合基盤等の一部として一体的に構築されたものであることから、安定したリモートワーク環境を提供するには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、リモートワーク環境の継続使用にあたっては、前述の機能を実現するためのソフトウェアである R support 社製の RemoteView のライセンスを延長する必要がありますが、ライセンス延長に係る手続きにおいて、R support 社からサポートを受けられるのは、R support 社により購入先又は販売代理店に限定されているとともに、サポートだけを分割して受けられる販売形態とはなっておらず、加えて統合基盤等においてライセンスの設定等の各種作業を実施するためには、各種バージョンアップなどに伴う設定変更情報などを盛り込んだ提供されるサポートを活用しつつ実施することが必要となります。

さらに、ライセンス延長に伴う各種当該設定作業は前述のように統合基盤上で上記業者が独自に構築した環境において各種機能等との通信設定を適切に保ったうえで実施する必要があるなど、統合基盤等との密接不可分な関係があります。

以上の理由により、リモートワーク環境全体での一元的な管理を行うには、統合基盤等の設定を行う上記業者を介し、ライセンス延長を行う必要があります。

また、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、外部リモート接続機能の設定によるものなのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になりリモートワーク環境の提供において保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはNECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部DX推進課（電話番号06-4703-3147）

随意契約理由書

1 案件名称

経営改善策検討支援等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3 随意契約理由

大阪市の水道事業の収支の見通しでは、中長期的な水需要の減少傾向に伴い、給水収益は今後も減少傾向で推移する一方、費用が物価上昇等の影響で増加傾向にあるため近い将来、経常損失（赤字）が発生する見込みです。加えて、水道施設の耐震化や経年化対策等を進めていくうえで、今後、多額の工事費が必要となってくるなど、厳しい経営環境となることが想定されています。

そんな中、水道の持続性を維持・向上させるため、経営の改善策や財源の確保も含め、次世代に水道施設をどのように残すかについて検討を行う、「水道事業の持続性向上有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を立ち上げており、経営等に関する諸課題について議論、整理し、今後、経営改善策検討に向けた取り組みを進めます。

本業務は、水道事業の持続性向上に向けた経営改善策の検討において必要となる、有識者会議の運営、国内外調査、財政収支等作成、有識者会議で議論した内容等をわかりやすく情報発信するための広報媒体等の拡充、将来にわたり水道を利用する若年層（大学生）に向けたゼミナール企画運営について、専門的な知識や経験等を持つ事業者から支援を受けるものです。

本業務を履行には、水道事業に関する深い知識と調査分析能力や体制の整備が必要であり、また、ゼミナールの企画運営では、魅力的な授業の構成や若年層に向けたメッセージの発信方法など、事業者の持つ創造性や創意工夫によって、その成果に相当の差が生じるものであることから、仕様を詳細に提示して価格競争により業者決定する競争入札は適しません。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとしました。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部企画課（電話番号06-6616-5410）